



平成 27 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 新日本電工株式会社
代表者名 代表取締役社長 石山 照明
(コード番号：5563 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 越村 隆幸
(電話 03-6860-6800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 3 日開催の取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することについて決議し、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 115 回定時株主総会に付議することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることとなります。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 30 条（取締役の責任免除）および第 40 条（監査役の責任免除）の規程の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案による定款の一部変更は、当該法律改正の施行日に効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 (省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ	(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く)</u> との間に、任務を怠った

<p>る。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 41 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 41 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の変更は、平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) 中、会社法第 427 条第 1 項に係る改正が施行されることを条件に、当該施行日より効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

定時株主総会の開催予定日

平成 27 年 3 月 27 日

定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 5 月 1 日

以上